

令和 8 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 17 日（金）

令和 8 年第 7 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所 分庁舎 5 階 E 会議室

○ 議事日程

- 第 1 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 39 号 非農地証明願について
- 第 4 議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による意見聴取について
- 第 5 議案第 41 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 6 報告第 18 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 7 報告第 19 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 3	三橋	清高	君
区域 5	平牧	直樹	君				

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君
局長補佐	鈴木	崇夫	君

午後 2 時00分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 8 年第 7 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14名の全委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。6 番今井英夫委員、9 番廣瀬正実委員、以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 37号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

10番野中委員より報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第 37号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 8 年 7 月 3 日、事務局 2 名と、現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、畑、323㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ナス、キュウリなどを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人 71 歳、従事日数 360 日、専業、配偶者 68 歳、従事日数 200 日、専業、子 41 歳、従事日数 300 日、専業、子 39 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

10番野中委員より報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和8年7月8日、事務局2名と現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、16筆、いずれも現況畑、合計3,424㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

申請目的は、資材置場及び車両置場です。

農地区分は第2種農地13筆および第3種農地3筆、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内は全面転圧・砕石敷とし、雨水処理につきましては、敷地内に浸透枡を設置します。

隣接地への被害防除につきましては、単管パイプと鋼板及びコンクリートブロック2～3段とメッシュフェンス等を設置します。

また、砂、砕石、残土等を飛散防止策としてシートで覆い、隣接農地等に影響がない計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 3,424㎡という面積ですが、一体とした農地なのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） ご質問が、一体として繋がっているかどうかということであれば、繋がった一体の農地となります。

○12番（朝倉直芳君） ずいぶん、広いですね。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第39号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

5番小西委員より報告をお願いいたします。

○5番（小西利章君） 議案第39号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、380㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

当該地は、10年以上前からゴルフ場となっており、農地として利用されことなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「公園、運動場及びレジャー施設」に該当し、この事実をゴルフ場の刊行物等により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 本申請は、ゴルフ場の中の敷地に入っていて、ゴルフ場から何か言われたからなのか、それとも、申請者が売却したいためなのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 今回の申請は、申請者からの申請であり、売却を予定しているとのこと。

○議長（齋藤和子君） 他にご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第39号、非農地証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第40号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番から7番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。

1番から3番案件については、区域5平牧委員より、4番及び5番案件については、区域3三橋委員より、6番及び7番案件については、区域1市川委員より報告をお願いいたします。

始めに、区域5平牧委員より報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第40号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番から3番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し、農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、8筆、いずれも現況畑、合計2,938㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の農地は、2 筆、いずれも現況畑、合計1,113㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年10月 1 日から令和11年 9 月30日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の農地は、1 筆、現況畑、585㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年10月 1 日から令和11年 9 月30日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域 3 三橋委員より報告をお願いいたします。

○区域 3 （三橋清高君） 続いて、4 番及び5 番案件をご報告いたします。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～ 4 番案件について内容を説明～

4 番案件の農地は、4 筆、いずれも現況畑、合計941㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年10月 1 日から令和11年 9 月30日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～ 5 番案件について内容を説明～

5 番案件の農地は、2 筆、いずれも現況畑、合計1,238㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年10月 1 日から令和13年 9 月30日までとなり、新たに 5 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

○区域 1 （市川芳男君） 続いて、6 番及び7 番案件をご報告いたします。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～ 6 番案件について内容を説明～

6 番案件の農地は、3 筆、いずれも現況田、合計1,432㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年10月 1 日から令和11年 9 月30日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～ 7 番案件について内容を説明～

7 番案件の農地は、1 筆、現況田、746㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年10月 1 日から令和 9 年 9 月30日までとなり、新たに 1 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第40号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項による意見聴取について、1 番から 7 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 5、議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

5 番小西委員より報告をお願いいたします。

○5 番（小西利章君） 議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明

願が提出されたものでございます。

1 番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和 8 年 7 月 2 日、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4 筆、いずれも現況畑、合計 1,717㎡につきましては、一体として耕作されており、里芋、ウコン、ナス、ピーマン等が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、噴霧器、耕運機、その他一式でございます。

労働力は、本人 71 歳、従事日数 360 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 41 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件を報告のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 6、報告第 18 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第 7、報告第 19 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（鈴木崇夫君） 報告第 18 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は 6 ページのとおり、1 番案件から 3 番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は7ページのとおり、1番案件から9番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、資材置場となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は、以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第7回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時21分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員